

第三十四号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除

第二条の表二の項ル中「ヌ」を「カ」に改め、同項中ルをヨとし、ニからヌまでをチからカまでとし、ハの次に次のように加える。

二 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の五第一項の規定による通知の受理

ホ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第二項の規定による園児の状況その他の通知等に係る事実を確認するための措置

ヘ 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の五第三項の規定による設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置ト 法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十七条の六第一項の規定による同法第二十七条の五第二項又は第三項に規定する措置の内容、当該措置に係る園児の状況

況等の報告

第二条の表五の二の項中「町田市」を「八王子市、町田市」に改め、同表二十八の項中「平成十八年法律第七十七号。」を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(提案理由)

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。